

## IASB 公開草案第 10 号（ED10）「連結財務諸表」の概要

### I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は 2008 年 12 月 17 日に、連結に係るプロジェクトの一環として、公開草案第 10 号「連結財務諸表」（以下「ED10」という。）を公表した。コメント期限は平成 21 年（2009 年）3 月 20 日とされている。IASB では、2008 年 4 月、世界的な金融危機と金融安定化フォーラム（FSF）からの提案への対応として、連結プロジェクトを加速するとの決定を行い、2008 年末までに公開草案を公表するとしていた。また、ED10 は企業のオフバランスシート活動に関する IASB の包括的な再検討の一環とされ、G20 の首脳が 2008 年 11 月の会合で指摘した領域に対処するものと位置付けられている。なお、ED 第 10 号には 3 名のボードメンバーが反対しており、代替的見解が「結論の根拠」に添付されている<sup>1</sup>。

### II. ED10 の概要

#### 1. ED10 の目的及び構成

現行の IFRS における連結に関する規定は、IAS 第 27 号「連結財務諸表及び個別財務諸表」及び SIC 第 12 号「連結－特別目的会社」の 2 つに分かれている。これに対し、それぞれにおいて適用される支配モデルが異なっており、特定の企業がいずれの適用範囲となるのか判定が困難となっているといった指摘がなされてきた。ED10 は、これら IAS 第 27 号及び SIC 第 12 号を置き換え、すべての企業に適用される原則ベースの単一の支配の定義を定め、連結企業及び非連結企業に関する開示を改善することを目的として公表されたものである。

ED10 は、基準本文、付録 A として用語の定義、付録 B として適用指針、付録 C として他の基準の修正に関する事項、結論の根拠及び ED10 に関する代替的見解（反対意見）、並びに開示例から構成されている。

#### 2. コア原則

ED10 におけるコア原則は、「報告企業は、自らの資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローと、自ら支配する企業のそれらを連結した財務諸表を表示する」とされている。

---

<sup>1</sup> 組成された企業（structured entities）に関しては、リターンの変動性よりもパワーに焦点をあてることは、よりストラクチャリングの機会を与えてしまうといった懸念や、他の企業の活動を左右するパワーを評価することが困難である場合に追加的なガイダンスが必要である、といった反対意見が記載されている。

### 3. 支配の定義

ED10における支配の定義は、すべての企業に適用する単一のものとして、以下のように定められた。

報告企業が、自らのためリターンを生み出すように、他の企業の活動を左右するパワー（力）を有している場合に、当該報告企業は他の企業を支配する（第4項）。

### 4. 支配の評価

支配を評価する際に、報告企業は、パワーとリターンの双方を、また、報告企業がリターンに影響を及ぼすパワーをどのように使うことができるか、検討しなければならないとしている（第12項）。また、この支配の評価は継続的に行わなければならないとしている（第15項）。

#### (1) リターンとその評価

ED10では、リターンは、IAS第27号の「便益（ベネフィット）」を置き換える用語と位置付け、他の企業への関与から生じるリターンは、当該企業の活動により変動し、プラスにもマイナスにもなり得るものと説明している（第10項）。

報告企業にもたらされるリターンは、関連するアレンジメントから生じるリターンを含め、他の企業への関与から受け取るリターンであるとされている（第19項）。

#### (2) 活動を左右するパワーとその評価

ED10において、報告企業は、異なる手段で他の企業の活動を左右するパワーを保有することができるとし（第8項）、報告企業が他の企業の活動を左右するパワーを有している場合についての記述がなされている（第21項）。

(a) 議決権又はその他の契約を有しているケース

(b) 組成された企業（structured entities）のケース（以下5.参照）

また、戦略的な営業及び財務の方針の決定を行うことができる場合には、他の企業の活動を左右するパワーがあるものとしている（第22項）。ED10では、議決権の過半の保有により支配が達成されることがあるとしつつも、議決権の過半を有していても支配とならない場合や、過半を有していなくとも活動を左右し得ることを述べている（第23項から第29項）。

<議決権の過半を有するが活動を左右するパワーを有さない場合>

第25項 他の企業の議決権の過半を有する報告企業であっても、当該企業の活動を左右するパワーを有していない場合もある。こうした状況は、法律上の規制、その他の企業の設定書類又はその他の契約に基づくアレンジメントにより、報告企業のパワーが、当該企業の活動を左右するパワーを有することにはならない範囲に制限されている、

又は他の当事者が当該企業の活動を左右するパワーを有している場合に生じる。例えば、報告企業が議決権の過半を有する企業が、法的監督下に置かれた場合、報告企業は当該企業の活動を左右するパワーを有することができず、当該企業を支配しない。

<議決権の過半を有していなくとも活動を左右するパワー>

第 27 項 議決権の過半を有していない報告企業は、以下に該当する場合、他の企業の活動を左右するパワーを有する：

- (a) 報告企業が他のいかなる企業よりも多くの議決権を有する場合
- (b) 報告企業の議決権が、報告企業に当該企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定するのに十分である場合

第 29 項 報告企業は、その他のアレンジメントにより、他の企業の活動を左右するパワーを有することもある。B9 項から B16 項では、報告企業が他の企業の議決権の過半を有していない場合でも、他の企業の活動を左右するパワーを有する状況についての適用ガイダンスを提供している。

### (3) オプション及び転換可能な金融商品の取扱い

ED10 では、報告企業は、支配を評価する際に、議決権を獲得するためのオプション又は転換可能な金融商品の保有により、報告企業に他の企業の活動を左右するパワーを有しているかどうかを、すべての関連する事実及び状況とあわせて検討するものとされている（第 B13 項、第 BC48 項から第 BC50 項、第 BC74 項から第 BC87 項）。

この点、従来 of IAS 第 27 号では、支配の評価の際に、現在において行使可能又は転換可能な潜在的議決権のすべてを考慮することとしていたものから、（議決権を通じた）パワーに繋がるかどうかあらゆる事実及び状況を考慮するものとして、変更がなされている。

### (4) 代理人関係と「二重の役割 (Dual role)」

IAS 第 27 号及び SIC 第 12 号では、代理人に関する定めがないため実務においてバラつきが生じているとして、ED10 では代理人関係を取り扱う原則の導入を提案している（第 BC88 項）。そこでは、代理人のパワーは依頼人の便益のためにのみ使用されるように制限されており、依頼人は代理人を排除することにより企業の活動を左右できる、として、代理人は支配の判定の対象とならないことが示されている（第 BC90 項）。

一方、報告企業が依頼人の代理人として議決権を保有し、自らの便益のために依頼者の議決権を行使するのか、依頼者の便益のために議決権を行使するのか判別が困難な場合（いわゆる「二重の役割」）についても、適用指針を示している。このような場合に、報告企業は、依頼者の最善の利益のために行動する義務があると立証できるときには、代理人として保有している議決権の部分を除外することとしている（第 B11 項、第 BC91 項から第 BC95

項)。

## 5. 組成された企業 (Structured entities) の支配

「組成された企業」とは、その活動が、上記（第 23 項から第 29 項）のような形では左右されない程度まで（議決権や他のアレンジメントにより活動が左右されない程度まで）制限された企業であるとしている（第 30 項）。このような組成された企業については、単一で簡便な支配のテストは存在しないとし、その支配の評価にあたっては、次のような関連する事実及び状況を考慮するものとしている（第 31 項）。

### (a) 組成された企業の目的及びデザイン

組成された企業の目的及びデザインを理解することは、当該企業の活動がどのように左右され、リターンがどのように利害関係者の間で配分されるかについて評価するのに役立つものとされている（第 32 項）。

### (b) 組成された企業への関与から生じる報告企業のリターン

報告企業が、組成された企業にとって潜在的に重要となり得るリターンの変動性に晒されており、報告企業の損失見込額が、いかなる他の当事者よりも多い場合には、当該報告企業は、当該組成された企業の活動を左右するパワーを有している可能性が高いと説明されている（第 33 項）。

### (c) 組成された企業の活動：その活動を左右する戦略的な営業及び財務の方針が事前決定されている程度を含む

資産の証券化を管理する企業といった、活動が制限されている企業への支配は、活動の制限の程度がどのように左右され、当該企業への関与から受け取るリターンがどのように配分されるのかに基づき、決定されるとされている。報告企業は、どのような活動がリターンを変動させるのかを識別し、当該活動を左右するパワーを自らが有しているかを評価するものとされている（第 34 項）。

### (d) 関連するアレンジメント

報告企業は、関連するアレンジメントに基づき、組成された企業の資産の管理方法について指図する能力を有することにより、組成された企業の活動を左右するパワーを有するとしている（第 37 項）。

### (e) 報告企業が有する、制限された又は事前決定された戦略的な営業及び財務の方針を変更する能力

例として、他の企業を解散する権利又は企業の定款を変更する権利（又は変更を拒否する権利）を有することにより、組成された企業の活動を左右するパワーを有しているとしている（第 38 項）。

### (f) 報告企業が他の当事者の代理人として行動するか又は他の当事者がその代理人として行動するかどうか。

## 6. 開示

### (1) 開示の強化

ED10 では、報告企業は財務諸表利用者が評価できるよう次のような情報の開示をしなければならないとしている（第 48 項）。

(a) 支配の基礎及び関連する会計処理の帰結

報告企業は、他の企業を支配しているか否か、結論を導くにあたって行った評価の基礎、重要な仮定又は判断について説明するものとされている（第 B32 項）。

(b) 企業グループの活動において非支配持分が有している持分

ここでは、例えば、企業グループの損益や包括利益や子会社の配当のうち、非支配持分に帰属する部分や、非支配持分が関係する営業活動やセグメントなどを記載するものとされている（第 B35 項）。

(c) 子会社により保有されている資産及び負債の結果としての制限の性質及び財務上の影響

ここでは、非支配持分が子会社の活動を制約し得る程度や、こうした制約が適用される資産・負債の帳簿価額などを記載するものとされている（第 B37 項）。

(d) 報告企業が支配していない組成された企業に対する報告企業の関与の性質及び関連するリスク

ここでは、報告企業が設立した又はスポンサーとなっているものの支配していない組成された企業への関与について、関与の性質や関与から生じるリスクを表形式で開示することが求められている（第 B38 項から第 B46 項）。また、組成された企業に対し、契約上は要求されていない支援を提供した場合には、支援の程度、理由及び影響について説明することとされている（第 B47 項）。

(e) 支配の喪失に繋がらない報告企業の子会社に対する保有持分の変動の会計処理の帰結

(f) 報告期間において子会社の支配を喪失した場合の会計処理の帰結

### (2) 開示例

ED10 には以下の開示例が設けられている。

#### 例 1 支配の基礎及び関連する会計処理の帰結

設例 1A：議決権の過半に満たない支配

設例 1B：支配していない組成された企業に対する関与

#### 例 2 非連結の組成された企業に対する関与の性質及び程度

#### 例 3 非連結の組成された企業に関するリスク

- ・最大損失見込額
- ・報告企業において認識された組成された企業に対する資産及び負債の帳簿価額

- ・流動性コミットメント
- ・組成された企業に対する投資
- ・債務担保証券（CDO） など

#### 例4 組成された企業に対し契約に基づかずに提供した支援に関するリスク

- ・連結に繋がった契約に基づかない支援の提供
- ・連結に繋がらなかった契約に基づかない支援の提供

## 7. その他

### (1) 風評リスク

ED10 のイントロダクションにおいて、ボードは風評リスクが連結の基礎となるかどうか検討を行ったが、連結の基礎ではないとの結論に達したと説明している（イントロダクション第 26 項）。ただし、ED10 では、報告企業は契約上又は解釈上の義務がないにもかかわらず非連結となっていた組成された企業に対し支援を行ったことを開示するよう求めることとしている（第 48 項(d)及び第 B47 項）。

### (2) 関連会社に関する会計処理及び持分法

ED10 では SIC 第 12 号を廃止する提案がなされているが、あわせて、IAS 第 28 号に関連して生じた問題を検討する別のプロジェクトの一部として提案を開発するとの観点から、「重要な影響」の定義や持分法の使用について、ボードは検討を行うべきかどうか意見を求めている（イントロダクション第 27 項から第 32 項）。

なお、IAS 第 27 号については、個別財務諸表についての会計処理及び開示を定めるものとして残すこととされている（付録 C 他の IFRS の改訂 第 C9 項）。

## III. 適用時期等

ED10 において、新しい IFRS の適用時期は未定となっている。また、早期適用を認めるが遡及適用はしないこととされている（第 51 項）。すなわち、新しい IFRS で新たに連結対象とされた場合には、適用日を取得日として IFRS 第 3 号「企業結合」に基づき処理し、連結対象だったものが連結から除外された場合には、適用日にこの新しい IFRS の「支配の喪失」に基づき処理することとされている（第 52 項から第 53 項）。

以上